

【韓国】在サハリン韓国人の支援に関する法律の制定

海外立法情報課 中村 穂佳

* 1945年8月15日以前にサハリン（樺太）に移住し、又はサハリンで出生し、現在もサハリンに居住する韓国人の永住帰国支援等に関する法律が、2020年5月26日に制定された。2021年1月1日に施行される。

1 背景と経緯

1905年の「日露講和条約」によって、北緯50度以南の南樺太が日本領となった。第一次世界大戦後、この地域で朝鮮人労働者が増え始めたが、彼らの多くは、炭鉱労働者であった¹。

南樺太がソ連占領下に置かれた後、1946年の「ソ連地区引揚に関する米ソ協定」²により日本人の集団引揚げが行われたが、この時、朝鮮人は対象とならなかった。1956年の「日ソ共同宣言」により集団引揚げが行われ、日本人女性と結婚した朝鮮人の夫とその子どもも含まれた³。

1980年代以降、在サハリン韓国人と韓国在住の家族との日本における一時再会が実現するようになり、1987年には日本の超党派国会議員による「サハリン残留韓国・朝鮮人問題議員懇談会」が発足した⁴。1989年には日本政府が、日本赤十字社と大韓赤十字社からなる「在サハリン韓国人支援共同事業体」⁵に対して、在サハリン韓国人の家族再会支援事業を委託した⁶。1995年には、日本側が韓国国内に永住帰国者のための療養院とアパートを建設するための費用約32億円を拠出することを決定し、韓国側で建設用地の確保等を行う等、日韓両国による永住帰国等の支援が行われた⁷。その後も日韓両国による支援が継続されてきた⁸。

2 韓国における在サハリン韓国人支援関連法成立

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年7月8日である。

¹ 和田任弘「在韓被爆者問題及びサハリン残留韓国・朝鮮人問題の経緯と現状」『レファレンス』40(12), 1990.12, p. 51.

² 「703 昭和21年12月19日 米国太平洋陸軍総司令部発表 ソ連地区からの邦人引揚げに関する米ソ協定の成立に関する声明」『日本外交文書 占領期 第3巻(邦人の引揚げ問題)』外務省, 2018.2, pp.1909-1915.

³ 厚生省援護局『引揚げと援護三十年の歩み』厚生省, 1977.10, pp.97-107; 和田 前掲注(1), pp.54-55.

⁴ 和田 前掲注(1), pp.58-61.

⁵ 「在サハリン「韓国人」支援事業」日本赤十字社ウェブサイト <http://www.jrc.or.jp/activity/international/results/0908_08_001035.html>

⁶ 「在サハリン韓国人の再会支援」『事業年報』日本赤十字社, 1989年度, 1991.3, pp.129-130.

⁷ 第132回国会衆議院厚生委員会議録 第5号 平成7年3月10日 p.18; 「平成6年度一般会計補正予算(第1号) 平成6年度外務省所管 甲号 予定経費補正要求書」財務省予算書・決算書データベース <<https://www.bb.mof.go.jp/server/1994/dlpdf/DL199421001.pdf>>; 「在サハリン韓国人支援に27億円」『読売新聞』1995.3.24, 夕刊, p.2; 「8-2 在サハリン韓国人支援事業」『日本赤十字社事業年報』1997年度, 1999.3, p.35; 第147回国会衆議院予算委員会第二分科会議録(法務省、外務省、及び大蔵省所管) 第2号 平成12年2月28日 p.5; 第142回国会衆議院予算委員会第二分科会(法務省、外務省、及び大蔵省所管) 第1号 平成10年3月19日 pp.42-44.

⁸ 「平成31年度行政事業レビューシート(外務省) 在サハリン韓国人支援特別基金拠出金(任意拠出金)」外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/fa/page23_003084.html>; 「[2024905] 사할린동포 지원에 관한 특별법안(대안)(외교통일위원장)」의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_I2Z0E0P3B0W301F715U8D1A8A2U9Y2>; 「[2005460] 사할린동포 지원에 관한 특별법안(전해철의원 등 12인)」의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_N1S7H0X210G7L1Q3E306X400W6Y5X3>

韓国では、2000年代以降に在サハリン韓国人に対する支援に関する法案が相次いで提出されたが、成立には至らなかった。2017年以降に、在サハリン韓国人及びその韓国国内在住遺族への支援に関して新たに3件の法案⁹が提出された。法案提案理由では、在サハリン韓国人1世とその配偶者及び障害のある子どものみが永住帰国対象に含まれることにより、新たな家族離散が続くこと¹⁰、それまでの支援について支援対象や範囲に関する法的根拠が弱いということが指摘された¹¹。2020年4月29日、この3件の法案をまとめた「サハリンの同胞支援に関する特別法案(代案)」¹²が国会を通過し、5月26日に「サハリン同胞の支援に関する特別法」¹³が制定された。2021年1月1日に施行される。

3 制定法の概要

この法律は、本則7か条、附則2か条から成る。

サハリン同胞に対し、関連国との外交的努力を通してその被害を救済し、サハリン同胞とその同伴家族の永住帰国と定着を支援することを目的とする(第1条)。「サハリン同胞」とは、1945年8月15日までにサハリンで出生した韓国人¹⁴又はサハリンに移住した韓国人をいう。「同伴家族」とは、サハリン同胞の配偶者及び直系卑属1名¹⁵とその配偶者をいう(第2条)。

国は、サハリン同胞に対する永住帰国及び定着支援に必要な政策を策定・施行しなければならない。また、サハリン同胞に対する被害救済、遺体の発掘及び送還のための外交的努力を尽くし、サハリン同胞の名誉回復に必要な記念事業を推進しなければならない(第3条)。

政府は、サハリン同胞とその同伴家族の永住帰国及び定着のために、①帰国に必要な航空運賃及び初期定着費、②居住及び生活施設に対する経費、③賃貸住宅等の住居の支援、④その他大統領令で定める支援をすることができる(第5条)。サハリン同胞とその同伴家族で、韓国国内での永住帰国及び定着に関する支援を受けようとする者は、外交部(部は日本の省に相当)長官に申請しなければならない(第6条)。

この法律の施行時に、既に政府から永住帰国及び定着のための支援を受けているサハリン同胞とその同伴家族は、本法律の第5条によって永住帰国及び定着のための支援を受けたものとみなす(附則第2条)。

⁹ 「[2005460] 사할린동포 지원에 관한 특별법안(전해철의원 등 12인)」의안정보시스템웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_N1S7H0X2I0G7L1Q3E3O6X4O0W6Y5X3>; 「[2018884] 사할린동포 지원에 관한 특별법안(김동철의원 등 13인)」의안정보시스템웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_P1G9I0N2N2M7T1N7O3E4V2R1H3U0K3>; 「[2020881] 사할린한인 국내유족에 대한 지원 특별법안(윤상현의원 등 10인)」의안정보시스템웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_G1K9Z0G6W0J7T1U5O5E5Z1O3X9Y0N6>

¹⁰ 「[2018884] 사할린동포 지원에 관한 특별법안(김동철의원 등 13인)」의안정보시스템웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_P1G9I0N2N2M7T1N7O3E4V2R1H3U0K3>

¹¹ 「[2024905] 사할린동포 지원에 관한 특별법안(대안)(외교통일위원장)」의안정보시스템웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_I2Z0E0P3B0W3O1F7I5U8D1A8A2U9Y2>

¹² 同上

¹³ 「사할린동포 지원에 관한 특별법(법률 제 17305 호)」국가법령정보센터웹사이트 <<http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=218119&ancYd=20200526&ancNo=17305&efYd=20210101&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

¹⁴ 原文では「한인(韓人)」と表記されている。

¹⁵ 永住帰国対象者を在サハリン韓国人1世等に限る場合新たな家族離散を招くという観点から、予算等の現実的な事情も含めて、直系卑属1名を同伴家族として支援対象に含める意見が出され、2020年4月に本会議に上程された外交統一委員会案では直系卑属1名とその配偶者が同伴家族に加えられた。「[2005460] 사할린동포 지원에 관한 특별법안(전해철의원 등 12인)」의안정보시스템웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_N1S7H0X2I0G7L1Q3E3O6X4O0W6Y5X3>; 前掲注(11)